

平成 25 年 3 月 28 日

平成 24 年「公共サービス改革基本方針」の見直しに係る意見募集への対応について

公共サービス改革推進室

平成 24 年 11 月 1 日（木）から 11 月 21 日（水）までの間、「公共サービス改革基本方針」の見直しに係る意見募集を行った結果、4 主体より 12 件の意見があった。内閣府においては、平成 24 年 12 月 21 日（金）に当該意見に対する所管府省の回答をホームページで公表した。

## 1 主な意見項目（別紙参照）

### 【国の行政機関等に関する意見】

- ・ 公共サービス改革基本方針に対する意見： 6 件
- ・ 公金の徴収等に関連する業務： 3 件
- ・ 基幹統計等統計調査に関連する業務： 1 件

### 【地方公共団体の業務に関する意見】

- ・ 公金の徴収等に関連する業務： 2 件

## 2 今後の対応について

- ① 公共サービス改革基本方針に対する意見（管理番号 国 20120101～20120106）  
当該意見については、公共サービス改革基本方針改定の際に、適宜対応する。
- ② 国の行政機関等の公金の徴収等に関連する業務（管理番号 国 20120107, 20120109）  
医業未収金支払案内業務は民間競争入札を実施していたが、国立病院機構が直接実施することとしたものであり、当面はその実施状況を見る必要がある。  
沖縄振興開発金融公庫の貸付事業の債権回収業務については、地域の特殊性を考慮しつつ、今後も注視していくこととする。
- ③ 基幹統計等統計調査に関連する業務（管理番号 国 20120108）  
民間競争入札の実施によりコスト削減効果や質の向上が見込まれる統計調査については、対象事業として追加していくこととする。
- ④ 地方公共団体等の公金の徴収等に関連する業務（管理番号 地方 20120201, 20120202）  
平成 18、19 年度の意見募集において同趣旨の意見があり、監理委員会（徴収分科会等）では自主的納付や弁護士法 72 条等を検討したところであるが、現在、地方公共サービス小委員会において、地方公共団体の多額の未収債権の回収促進のため、民間委託のあり方について検討していることを踏まえ、同小委員会において本意見への対応を含め検討することとする。

以上

平成24年度 競争の導入による公共サービスの改革(地方公共団体)

参考資料

管理NO	提案主体名	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	回 答	
					措置の概要(対応策)	所管府省庁
地方 20120201	民間事業者	地方公共団体が持っている地方税の徴収業務について官民競争入札等(市場化テスト)を実施	地方公共団体が抱える <b>地方税(住民税、固定資産税、軽自動車税など)未収金について、徴収業務を官民競争入札等の対象</b> とすることにより、民間の創意工夫が発揮され、より良質かつ低コストでの業務運営が可能になると考えられる。	地方税などの租税債権は地方公共団体等の重要な歳入であるが、特に地域住民と近い位置にある地方自治体においては租税債権の公平性維持により納税者のモラルハザードを防ぎ、収納率の維持、向上が課題となります。また適切な徴収コストを実現することも地方自治体には求められており、公権力行使の問題もあるが、同様債権で国民年金保険料の官民競争入札は先行しており、その点からも官民競争入札に馴染むものとして、官民競争入札の対象として民間の創意工夫の発揮効果が高いものとする。徴収委託の候補に挙がる私人は、民間サービス等。(サービス法の改正も期待される。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも<b>徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのもの</b>であり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。また、これらの公権力の行使と密接に関係を有する地方税の徴収業務における<b>請求行為</b>についても、民間委託等になじまないものと考えられる。</li> <li>なお、地方税の徴収業務を官民競争入札等の対象とすることについては、<b>国税との整合性</b>について考慮する必要がある。</li> </ul>	総務省
地方 20120202	民間事業者	地方公共団体の未収金徴収業務の包括委託について官民競争入札等(市場化テスト)を実施	地方公共団体が抱える <b>未収金(公債権及び私債権)の徴収業務を一括・包括的に官民競争入札等の対象</b> とすることにより、民間の創意工夫が発揮され、より良質かつ低コストでの業務運営が可能になると考えられる。	地方公共団体が抱える様々な未収金(公債権、私債権)を債権回収業務のノウハウを有する民間企業を活用した官民競争入札の対象として民間の創意工夫の発揮効果が高いものとする。官民競争入札の導入により、公債権のうち租税債権等の国税徴収法に基づく強制徴収可能債権については、徴税吏員等と同等の業務執行が可能になること(公権力の行使、弁護士法第72条との整合性)、公債権と私債権の滞納者等情報の共有化で各地方公共団体等が条例や事務分掌で独自運営している先行事例などを、市場化テストで共通仕様とすることで広く定着されることも有効と思われる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも<b>徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのもの</b>であり、租税の性格上、<b>民間委託等になじまないもの</b>と考えられる。</li> <li>なお、地方税の徴収業務を官民競争入札等の対象とすることについては、国税との整合性について考慮する必要がある。</li> <li>また、地方自治法第231条の3の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる歳入(<b>強制徴収により徴収できる債権</b>)もあり、これらの歳入の特性を踏まえると、<b>様々な未収金の徴収業務を一括・包括的に民間委託することは困難</b>であるとされる。</li> </ul>	総務省